

## 令和5年度青森県地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進め、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、医療機関が行う「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組の総合的な実施に要する経費について、令和5年度予算の範囲内において、青森県地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が、第1に掲げる目的をもって「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業（以下「地域医療勤務環境改善体制整備事業」という。）とする。ただし、他の補助金等の交付を受けている事業は補助事業対象としないものとする。

### (補助対象施設)

第3 補助金の交付対象となる病院（以下「補助対象施設」という。）は、次のいずれかの要件を満たす施設とする。ただし、診療報酬により令和2年度改定で新設された地域医療体制確保加算を取得している場合は補助対象としない。

- (1) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
- (2) 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
  - ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
  - イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- (3) 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
  - ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
  - イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であ

って一定の実績と役割がある場合など、5 疾病 5 事業で重要な医療を提供している場合

(4) その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

※ (1) 及び (2) の救急医療に係る実績は、令和 4 年 1 月から 12 月までの 1 年間における実績とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要な経費のうち次表の第 1 欄に定める経費とし、補助金の額は、同表の第 2 欄に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を選定し、当該選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に同表の第 3 欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額（千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

1 補助対象経費	2 基準額	3 補助率
補助対象事業の実施に必要な報酬、給与費、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事費又は工事請負費	病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数(療養病床数除く。)、精神科及び感染症の最大使用病床数 1 床当たり 133,000 円。ただし、報告している病床数が 20 床未満の場合は 20 床として算定する。	2 分の 1

(申請書等)

第 5 規則第 3 条第 1 項の申請書は、第 1 号様式によるものとする。

2 規則第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 補助金所要額調書（第 2 号様式）

(2) 事業計画書（第 3 号様式）

(3) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制（第 4 号様式）

(4) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の写し

(5) 歳入歳出予算書又は見込書の抄本

(6) その他知事が必要と認める書類

3 第 1 項の申請書及び前項の書類の提出部数は、1 部とする。

4 第 1 項の申請書の提出期限は、別途通知する。

(補助金の交付の条件)

第 6 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第 5 条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（知事が認める軽微な変更を除く。）をする場合又は補助事業に要する経費の変更（補助金の額の増額を伴わない配分額の10%以内の変更を除く。）をする場合は、事業変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (5) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- (6) 月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

ただし、他の医療機関への医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間が、やむを得ず長時間となる医療機関及び当該派遣医師を受け入れる医療機関については、年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結や締結の検討を行うことについての要件は適用しない。

※派遣受入医療機関においては、第4号様式「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」の(1)イ(オ)に派遣元となる医療機関名を記載すること。

- (7) 2024年までに
  - ・(B)水準指定を予定している医療機関（(B)水準医療機関に求められる医療機能を満たす医療機関に限る。）については、(B)水準対象業務に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が1860時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時間が960時間以下
  - ・前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が960時間以下となるよう次の①・②に留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び

処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

- ① 現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組み内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。
  - ② 計画の作成に当たっては、次に掲げるア～キの項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。
    - ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容（例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など）
    - イ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
    - ウ 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）
    - エ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮
    - オ 当直翌日の業務内容に対する配慮
    - カ 交替勤務制・複数主治医制の実施
    - キ 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用
- (8) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(申請の取下げの期日)

第7 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の請求)

第8 補助金の請求は、補助金請求書（第7号様式）を知事に提出して行うものとする。

(補助金の交付方法)

第9 補助金は補助事業の完了後に交付する。

(実績報告)

第10 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和6年4月15日のいずれか早い期日までに完了（廃止）実績報告書（第8号様式）1部に次に掲げる書類1部を添えて行うものとする。

- (1) 補助金所要額精算書（第9号様式）
- (2) 事業実績報告書（第10号様式）
- (3) 歳入歳出決算書又は見込書の抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和5年7月24日から施行し、同年4月1日から適用する。